

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（略）

別表第一 （第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

一～四（略）

五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動